

(1)

資産運用規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下「この法人」という。）定款第6条に定める基本財産及びその他の財産について、管理運用を安全かつ効率的に行い、この法人の健全な運営に資することを目的とする。

(資産)

第2条 この規程に基づき管理運用する資産は、次に定めるところによる。

（1）定款第6条に定める基本財産

（2）基本財産以外の資産のうち、不動産、無体財産権並びに寄付者の意思若しくは理事会の決議により保有形態が指定されている資産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資産

第2章 資産運用

(指定運用機関)

第3条 運用機関は、銀行及び証券会社（以下「銀行等」という。）から理事長が指定する。

2 指定運用機関は、定期的に見直すものとする。ただし、再指定を妨げない。

(管理運用体制)

第4条 理事長は、管理運用の状況を少なくとも年1回理事会及び評議員会に報告しなければならない。

2 事務局長は、理事長の決裁を得て管理運用を行う。

3 事務局長は、その補助業務を行う者を指名し、これを運用主任者とする。

4 事務局長又は運用主任者は、金融商品、銀行等の経営状況など情報取得に努めなければならない。

(資産運用)

第5条 資産運用に当たっては、元本回収の確実性、安全性、流動性及び効率性を考慮し行わなければならない。

(金融商品等)

第6条 運用における金融商品等は、次のものを購入してはならない。

（1）株式

（2）著しく元本を毀損する恐れのあるもの

（3）著しく投機的な値動をするもの

（4）株式会社格付投資情報センターが「信用力に問題がある」と格付する以下の格付のもの、または、主要国内外の格付機関が同程度と格付けする以下の格

(1)

付のもの

(5) 事務局長、運用主任者が理解できていない金融商品等
(格付の変化)

第7条 経済状況の変化により、保有する金融商品等の急激な格付の変化があった場合は、運用主任者は理事長に報告し、理事長はその対処を決定する。なお、理事長は、格付の状況やその決定した対処を速やかに各理事及び監事に報告しなければならない。

(運用益)

第8条 資産運用益は、財産に繰り入れて再運用するほか、事業費又は管理費に充当することができる。

第3章 雜 則

(細 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。（平成30年11月15日評議員会議決）